

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年2月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700365号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700193号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月11日の標準賞与額を49万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月11日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月11日

A社から支給されていた請求期間の賞与は、B厚生年金基金には、標準賞与額の記録があるのに、国には記録はない。賞与明細書、厚生年金基金加入員賞与支払届及び厚生年金基金加入員一被保険者記録突合不一致一覧表を提出するので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書、厚生年金基金加入員賞与支払届及び厚生年金基金加入員一被保険者記録突合不一致一覧表によれば、請求者は、A社から請求期間に49万2,929円の賞与が支給され、同社は、B厚生年金基金に賞与額49万2,000円として賞与支払届を提出していることが確認できる。

また、請求期間当時、B厚生年金基金であったC企業年金基金は、請求期間当時の加入員賞与支払届は5枚複写式用紙である旨回答しており、事業主も同様の回答をしているため、当該加入員賞与支払届は社会保険事務所(当時)に提出する厚生年金保険賞与支払届と一体性があったものと考えられる。

さらに、上述のB厚生年金基金加入員賞与支払届に記載されている請求者を除く厚生年金保険被保険者9人については、請求期間の国の記録(オンライン記録)は、当該加入員賞与支払届の賞与額と同額が、標準賞与額として記録されていることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、届出どおりに適切に記録されていなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成15年7月11日の請求者に係る

厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所に対し提出したものと認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を 49 万 2,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700367号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700194号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年8月10日は22万円、平成17年12月27日は23万2,000円、平成18年8月11日は22万8,000円、平成18年12月22日は24万円、平成19年8月7日は24万7,000円、平成19年12月26日は25万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年8月10日、平成17年12月27日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成19年8月7日及び平成19年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月10日、平成17年12月27日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成19年8月7日及び平成19年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月
② 平成17年12月
③ 平成18年8月
④ 平成18年12月
⑤ 平成19年8月
⑥ 平成19年12月

請求期間①から⑥まで、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。請求期間①から⑥までの賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、金融機関から提出された預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書(賞与)及び預金通帳により、請求者は、A社か

ら賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表に記載されている振込額並びに複数の同僚の給与支給明細書（賞与）及び預金通帳から推認できる請求者の厚生年金保険料控除額により、請求期間①は 22 万円、請求期間②は 23 万 2,000 円、請求期間③は 22 万 8,000 円、請求期間④は 24 万円、請求期間⑤は 24 万 7,000 円、請求期間⑥は 25 万 6,000 円とすることが妥当である。

さらに、請求期間①から⑥までに係る賞与支払日について、上述の預金取引明細表における振込日及び同僚のオンライン記録の賞与支払日の記録から、請求期間①は平成 17 年 8 月 10 日、請求期間②は平成 17 年 12 月 27 日、請求期間③は平成 18 年 8 月 11 日、請求期間④は平成 18 年 12 月 22 日、請求期間⑤は平成 19 年 8 月 7 日、請求期間⑥は平成 19 年 12 月 26 日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までに係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700359号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700190号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年3月25日から昭和50年10月1日まで

私は、昭和46年3月25日から昭和50年10月1日まで実家であるA社に正社員として勤務していたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は、平成18年5月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、同社の有限責任社員は、当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間に係る請求者の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると健康保険の被扶養者として請求者の名前が確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号は連番になっており、欠番もなく、請求者の名前は確認できない。

さらに、請求者が名前をあげた同僚を含む複数の同僚に照会したものの、A社における請求者の勤務は確認できず、請求者は、給与明細書等を保管していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700317号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700191号

第1 結論

昭和47年から昭和48年までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和53年から昭和55年8月31日までの請求期間について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年から昭和48年まで
② 昭和53年から昭和55年8月31日まで

請求期間①について、私は、A社に正社員として入社し、同社喫茶部門D店の1階の喫茶店で勤務した。同店で知り合った妻は、2階のレストランで勤務していた。詳細な勤務期間は記憶していないが、私は、妻より先に同社に入社し、妻より先に同社を退職した。妻には同社での厚生年金保険の記録があるにもかかわらず、私にはないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

請求期間②について、私は、B社に正社員として入社し、営業として勤務した。入社時期をはっきりとは記憶していないが、退職する前任者と1か月ほど引継ぎを行い、E社に入社する前日まで2年以上は勤務した記憶であるので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社の喫茶部門D店の1階の喫茶店で勤務した旨述べているところ、請求者が記憶する、D店の所在地、店舗の構造、同僚の氏名及び従業員数は、事業所の回答及び請求者の妻を含む請求期間①においてA社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者の証言等とおおむね一致しており、請求者のD店での勤務に係る主張には信ぴょう性があることから、期間は特定できないものの、請求者は、請求期間①にA社の店舗であるD店で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保管していない上、A社は、請求期間①当時の資料が残っておらず、当該期間に係る保険料控除については不明である旨回答している。

また、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者に照会しても、請求者の当該期間に係る保険料控除について推認できるまでの証言等は得られない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、B社で営業として勤務した旨述べているところ、請求者の記憶する、勤務地、営業職の仕事内容、同僚の氏名は、請求期間②において同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者の回答及び証言とおおむね一致しており、請求者の同社での勤務に係る主張には信ぴょう性があることから、期間は特定できないものの、請求者は、請求期間②に同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保管していない上、C社は、請求期間②当時の資料が残っておらず、当時の事務担当者も既に亡くなっているため、当該期間に係る保険料控除については不明である旨回答している。

また、請求期間②においてB社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者に照会しても、請求者を記憶している者はおらず、請求者の当該期間に係る保険料控除について推認できるまでの証言等は得られない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700360号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700192号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和33年4月から昭和34年5月まで

私は、中学校を卒業後、学校の紹介により、B地域にあったA社に就職したが、厚生年金保険の記録がない。請求期間に勤務していたことは確かなので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における勤務状況等の記憶は具体的であり、同僚及び請求期間当時から厚生年金保険の適用事業所となっている同業種の事業主の証言とも符合することから、請求者は、自身の記憶する所在地のA社において、期間は特定できないものの、勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の記憶する所在地にA社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、複数の関係機関からも、A社における情報を得ることはできない。

また、請求者は、給与明細書等の資料を保管していない上、事業主の連絡先を記憶していないことから、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者がA社において一緒に勤務したとする複数の同僚も、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の記憶する所在地のA社における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除に係る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。